教職企第２６２２号

令和３年２月２６日

中学校･義務教育学校・高等学校･中等教育学校を設置する各学校法人の理事長　　様

大阪教育大学附属の各中学校･高等学校･特別支援学校の校長　　様

各市町村教育委員会教育長　　様

大阪府教育庁教職員室

教職員企画課長

令和３年度免許教科外教科の教授担任の許可申請について（通知）

標記について、下記のとおり申請の受付を行います。

本制度は、教育職員免許法附則第２項の規定に基づく特例であることから、申請に当たっては制度の趣旨及び別紙の注意事項等に十分留意してください。

記

１ 申請の受付について

(1) 受付期間

令和３年４月１日(木)～令和３年４月７日(水)

午前９時３０分から午前１１時まで、午後４時から午後６時まで

※学校の実情や申請理由等を確認しますので、説明できる方が直接窓口までお越しください。

(2) 受付場所

大阪府教育庁教職員室教職員企画課免許グループ

大阪市中央区大手前３丁目２－１２（大阪府庁別館５階）

２ 申請に必要な書類

・免許教科外教科担任許可申請書（許可を受ける教諭ごとに２部）

・学級編制及び免許教科別教員数（学校及び部ごとに１部）

・免許教科外教科担任許可申請者等一覧

３ その他

・事務処理の都合上、１(1)の期間に受け付けた申請分の許可日は、令和３年４月１日付けとする予定です。

・中学校の教科（技術）については、平成２７年度から講師の方に対する臨時免許状の授与による対応も活用できます。臨時免許状の授与に関しては、授与権者（大阪府教育委員会）と事前に協議を行っていただく必要があるため、臨時免許状の授与について検討される場合は、下記問い合わせ先にお尋ねください。なお、教諭の方に臨時免許状は授与できません。

|  |
| --- |
| 【問い合わせ先】大阪府教育庁教職員室教職員企画課免許グループ担当　三木・中田　　電話 06-6944-6180 |

**（別紙）**

１　免許教科外教科担任許可制度について

免許教科外教科担任許可制度とは、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、中等教育学校の前期課程もしくは後期課程又は特別支援学校の中学部もしくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認める場合に､当該学校の校長及び許可の対象となる教諭（主幹教諭及び指導教諭を含む。）の申請により、１年以内の期間を限り､当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを、教育職員免許状の授与権者（大阪府教育委員会）が許可する制度です｡（教育職員免許法附則第２項）

この制度は、教育職員免許法の特例として、学校運営上やむを得ない場合に期間を限って許可するものであり、単に授業等の担当時間数を調整するための制度ではないことに十分留意してください。

２　許可申請に関する注意事項

(1)　許可の対象となる教員は、教諭（主幹教諭及び指導教諭を含む。）に限られます。（助教諭や講師は申請できません）。

(2)　免許教科以外の教科の教授を担任する教諭は、必ず所有免許の教科を教授しなければなりません。所有免許の教科の担任時間が０時間の場合は許可できません。

(3)　中学校に設置されている支援学級において、現に所有する免許教科以外の教科の教授を担任する方についても、３の(2)に該当する場合を除いて、この許可を受ける必要があります。

(4)　年度途中に許可申請の内容等に変更が生じた場合は、その都度、変更許可を受ける必要があります（事前に内容を電話でご相談ください）。

(5)　申請受付時に当該校の実情・申請理由等を確認いたしますので、説明できる方が申請書類等を窓口にお持ちください。

３　許可申請の特例

次に掲げる事例に該当する場合は、この許可を受ける必要はありません。

(1)　特別支援学校の中学部又は高等部の教諭が、次の①、②のいずれかに該当する授業を担任する場合

①　高等部における職業（授業の内容に相当する他の教科の免許状を有する者に限る。）

②　学校教育法施行規則第１３０条の規定により実施される合科授業

(2)　中学校の特別支援学級担当の教諭が、次の①、②のいずれかに該当する授業を担任する場合

①　特別の教育課程を編成し教育する場合

②　文部科学大臣の検定を受けた当該学年の教科書を使用せずに、他の適切な教科用図書を使用している場合

(3)　教育職員免許法第１７条の３により、知的障がい者を対象にした特別支援学校において、所有免許以外の授業を行う場合（特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域）を有する者に限る。）